

令和5年3月28日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和5年3月28日
(2) 事業者の氏名又は名称	沢井観光自動車株式会社（法人番号：9090001008380） 代表者 小宮 俊次
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 山梨県都留市田野倉23-1 （八王子営業所） 東京都八王子市戸吹町1353-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 100日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	令和4年7月25日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 10点 当該事業者の累積点数 10点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。（一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.（4）但し書き参照）

令和5年3月28日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和5年3月28日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社美杉観光バス (法人番号: 2030001089912) 代表者 吉田 典弘
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県飯能市美杉台6-1-15 (本社営業所) 埼玉県飯能市美杉台4-9-3
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 440日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和4年10月13日、令和4年10月20日、令和4年11月11日及び令和4年11月18日、死亡事故を引き起こしたことを端緒に特別監査を実施。14件の違反が認められた。 (1) 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2) 運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3) 乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(4) 点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(5) 点呼記録の改ざん等(運輸規則第24条第5項)、(6) 乗務等の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)、(7) 乗務等の記録の改ざん等(運輸規則第25条第2項)、(8) 運行指示書の記載事項の不備(運輸規則第28条の2第1項)、(9) 乗務員台帳の記載事項等の不備(運輸規則第37条第1項)、(10) 運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(11) 運転者(初任・高齢)に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(12) 高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(13) 運行管理者に対する指導監督義務違反(運輸規則第48条の3)、(14) 事故の未届出(運送法第29条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 44点 当該事業者の累積点数 44点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和5年3月28日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和5年3月28日
(2) 事業者の氏名又は名称	小湊鉄道株式会社 (法人番号: 8040001053928) 代表者 石川 晋平
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県市原市五井中央東1-1-2 (長南営業所) 千葉県長生郡長南町長南2119
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 160日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和4年5月24日及び令和4年5月31日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2)運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3)運行指示書の記載事項の不備(運輸規則第28条の2第1項)、(4)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 16点 当該事業者の累積点数 16点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和5年3月28日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和5年3月28日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社吉祥リムジン (法人番号: 4011701015083) 代表者 吉岡 勇
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都江戸川区松島4-20-8 (江戸川営業所) 東京都江戸川区南小岩2-4-35-301
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	令和4年10月4日及び令和4年10月14日、定期的な監査を実施。5件の違反が認められた。(1)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(3)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)乗務等の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)、(5)運行指示書の記載事項の不備(運輸規則第28条の2第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)

令和5年3月28日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和5年3月28日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社宮浦観光バス (法人番号: 2020002066853) 代表者 榊枝 新一郎
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県横浜市緑区白山1-11-14 (東京営業所) 東京都八王子市宇津木町579
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条
(6) 違反行為の概要	令和4年10月12日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条)、(2)乗務等の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)、(3)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 10点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)

令和5年3月28日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和5年3月28日
(2) 事業者の氏名又は名称	コミュニティ交通株式会社（法人番号：8011601002368） 代表者 榎本 真也
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都練馬区豊玉北2-8-7 (多摩営業所) 東京都東村山市青葉町1-22-3
(4) 行政処分等の内容	処分日車数10日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4第1項
(6) 違反行為の概要	令和4年11月1日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)運行管理者に対する講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和5年3月28日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和5年3月28日
(2) 事業者の氏名又は名称	平和交通株式会社 (法人番号: 8040001012586) 代表者 阿部 悦己
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県千葉市稲毛区宮野木町577-1 (東京営業所) 東京都江東区東雲2-10-47
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	令和4年12月14日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和5年3月28日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和5年3月28日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社エーカンパニー (法人番号：2010001220387) 代表者 比屋根 章仁
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都千代田区外神田6-7-7 マツダビル2F (清澄営業所) 東京都江東区三好2-1-1-201
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第68条
(6) 違反行為の概要	令和5年1月11日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 運行管理補助者の届出義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第68条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和5年3月28日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和5年3月28日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社夢観光（法人番号：7140002035073） 代表者 松本 恵介
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 千葉県印西市小林1766-4 （本社営業所） 千葉県印西市小林1766-4
(4) 行政処分等の内容	処分日車数10日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第45条
(6) 違反行為の概要	令和5年1月12日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)定期点検整備等の未実施(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。（一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照）

令和5年3月28日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和5年3月28日
(2) 事業者の氏名又は名称	東観光バス株式会社（法人番号：3070001014048） 代表者 中島 俊幸
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 群馬県伊勢崎市境上湊名1186 （さいたま営業所） 埼玉県児玉郡上里町勅使河原1598-1
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和4年10月31日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。（一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.（4）但し書き参照）

令和5年3月28日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和5年3月28日
(2) 事業者の氏名又は名称	光輝観光バス株式会社（法人番号：4012701009785） 代表者 東 正博
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県新座市新堀2-3-15 (横浜営業所) 神奈川県横浜市港北区新吉田東4-3-43
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	令和5年1月25日及び令和5年2月13日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)